

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の改正規定中「平成二十九年八月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第一項ただし書及び第二項中「平成二十九年八月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。



この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、約二百十億円の見込みである。